

太田市の利用者負担額(保育料)について

令和3(2021)年度

2015年4月から子ども・子育て支援新制度が始まり、2021年度の利用者負担額(保育料)は下記表のとおりです。
 新制度の教育・保育の費用は、国・県・市の負担金と保護者の負担する利用者負担額(保育料)でまかなわれており、保護者が負担する利用者負担額は国が定めていますが、太田市は利用者負担額を国の基準額より低く抑えています。

太田市利用者負担額(保育料)表

単位:円

※ 参考 国の基準額

在籍児童の属する世帯の階層区分			利用者負担額(月額)											
階層	2・3号	区分	2021(令和3)年4月初日の前日において											
			1号(3歳以上)	2号(3歳以上)		3号(3歳未満)								
1号	2・3号		教育	保育		保育								
			標準時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間							
1	1	生活保護世帯等	0	0	0	0	0							
2	2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0							
3	3	市町村民税均等割のみ課税世帯	0	0	0	6,600	6,500							
4	4	48,600円未満	0	0	0	7,900	7,800							
		48,600円												
		48,601円以上 54,000円未満						0	0	11,200	11,000			
		54,000円以上 56,000円以下												
		56,001円以上 58,000円未満						0	0	13,300	13,100			
		58,000円以上 64,000円未満												
		64,000円以上 68,000円未満												
		6						6	68,000円以上 74,000円未満	0	0	0	17,200	16,900
									74,000円以上 77,100円以下					
									77,101円以上 78,000円未満					
78,000円以上 84,000円未満	0		0	17,800	17,500									
84,000円以上 89,000円未満														
89,000円以上 97,000円未満	0		0	18,500	18,200									
97,000円以上 102,000円未満														
7	7		102,000円以上 109,000円未満	0	0	0	22,000		21,600					
		109,000円以上 115,000円未満												
		115,000円以上 133,000円未満	0					0		27,000	26,500			
		133,000円以上 151,000円未満												
		151,000円以上 169,000円未満	0					0		28,500	28,000			
		169,000円以上 190,000円未満												
		190,000円以上 211,200円以下	0					0		35,000	34,400			
		211,201円以上 235,000円未満												
		8	8					235,000円以上 301,000円未満		0	0	0	37,000	36,400
								301,000円以上 397,000円未満						
397,000円以上	0			0	40,000	39,300								
		397,000円以上	0	0	0	45,000	44,200							

利用者負担額(月額)				
1号	2号		3号	
3歳以上	3歳以上		3歳未満	
教育	保育		保育	
標準時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	19,500	19,300
0	0	0	30,000	29,600
0	0	0	44,500	43,900
0	0	0	61,000	60,100
0	0	0	80,000	78,800
0	0	0	104,000	102,400

- ※ 3号認定が満3歳になった場合、年度中の利用者負担額は3号のままであり、翌年度から2号の利用者負担額が無料となります。
- ※ 生活保護世帯等とは、生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯です。2号及び3号認定については、児童福祉法第6条の4に規定する里親である教育・保育給付認定保護者も生活保護世帯等に含みます。
- ※ 利用者負担額(保育料)について、同一世帯から2人以上の就学前児童が同時に保育園、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、企業主導型保育施設に入園している場合や、児童発達支援、医療型児童発達支援、特定地域型保育事業を利用している場合は、2人目児童の利用者負担額を半額、3人目以降児童の利用者負担額を無料としています。
 ただし、年収360万円未満相当(3号認定で第3階層から第6階層(うち市町村民税所得割額が57,700円未満))の世帯は、上記の同時就園(就学前まで)については、多子のカウントにおける年齢制限を撤廃し、第2子が半額、第3子以降の利用者負担額が無料となります。
 さらに、★要保護世帯の場合は、3号認定で第3階層から第10階層(うち市町村民税所得割額が77,101円未満)と認定された世帯については、多子のカウントにおける年齢制限を撤廃し、1人目児童の利用者負担額を、2,200円とし、2人目以降児童の利用者負担額を無料とします。
- ※ 3号認定の主食・副食費については、利用者負担額に含まれています。
- ※ 1号及び2号認定の主食・副食費については、利用者負担額に含まれていません。施設が定める費用を支払う必要があります。
- ※ 利用者負担額(保育料)、主食・副食費の他に、施設が定める必要経費(教材費、送迎費ほか)の徴収がされる場合があります。詳細は直接施設にお問合せください。
- ※ 副食費について、年収360万円未満相当の世帯(下記①～③)の生計を一にするすべての子ども及び▼全階層の第3子以降(下記参照)児童の副食費を無料としています。
 ①1号認定で第6階層まで
 ②2号認定で第6階層(うち市町村民税所得割額が57,700円未満)まで
 ③2号認定のうち★要保護世帯については第10階層(うち市町村民税所得割額が77,101円未満)まで
- ▼全階層の第3子以降の多子のカウント方法については、1号認定は世帯の生計を一にする小学3年生までの子を、2号認定は世帯の生計を一にする就学前児童(保育園、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育施設、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援、特定地域型保育事業を利用している子)までの子を、それぞれ上から順に数えて3人目以降児童としています。
- ★要保護世帯とは、母子世帯、父子世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯、生活保護法に定める保護世帯など特に困窮していると市長が認めた世帯